



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **合同会社について**

4月になり新年度が始まりました。心機一転、新たに何かを始めるにはうってつけの時期です。なかには独立して自身で会社を運営しようと思いを巡らせる起業家や、新規事業を別会社でスタートしてみようと計画しているベテラン経営者もいらっしゃるのではないのでしょうか。新規で会社を設立する時の一つの選択肢に合同会社があります。最近では目にする機会も増えたと思う合同会社ですが、株式会社と比較する形で整理したいと思います。今回は合同会社についてご紹介いたします。

#### 1. 合同会社とは

合同会社は、平成18年5月に施行された[会社法](#)において創設された会社形態です。会社法施行前の商法の時代においては、株式会社、合名会社、合資会社、有限会社の4つの会社形態がありましたが、会社法の施行に伴い、従来の株式会社と有限会社の2つをまとめて株式会社に、合名会社と合資会社に新たに合同会社を加えた3つの持分会社とする2種類の会社類型が現在の形となります。

ちなみに持分会社とは会社の所有者と経営者が一致している会社をいいます。株式会社は株主と経営者が同一でないケースもあり、持分会社との違いの一つに挙げられます。

#### 2. 合同会社と株式会社の違い

合同会社と株式会社は元々の類型が異なることから差異が存在しますが、中には同じ取り扱いを受けるものもあります。代表的な内容を下表にまとめました。

	株式会社	合同会社
資本金・出資金	最低1円から自由に設定可能	
設立に必要な人数	最低1人いれば設立可能	
設立時の登録免許税	最低15万円で資本金額に応じて増加	最低6万円で出資金額に応じて増加
定款認証	必要(3~5万円)	不要
定款に貼る印紙	4万円(電子定款の場合は不要)	
出資者の責任	有限責任	
会社の経営	株主から委任された取締役が経営	出資者本人が経営
代表者	代表取締役	代表社員
意思決定	株主総会	総社員の同意
役員任期	最長で10年	制限なし
法人税等	普通法人として通常の法人課税	

表中の有限責任とは、例えば1億円の債務超過で会社が倒産した場合に、その会社に10万円出資していた人物は債権者に対して自身の出資額を限度に責任がある状態を指します。自身が出資していた10万円はゼロになってしまいますが、それを超える部分の債務について責任を負う必要はありません。

#### 3. 合同会社のメリット

合同会社を選択する最大のメリットは、設立コストの安さにあると言えるでしょう。上記2の表にも書きましたが、株式会社の設立にはどれだけ切りつめても18万円が必要なのですが、合同会社であれば3分の1の6万円で会社を作ることが可能です。web上では意思決定のスピードや経営の自由度という文言もありますが、例えば一人の人物が株主と代表取締役を兼ねる株式会社であれば、合同会社と同じ状態になる訳なので積極的なメリットではないと考えます。

#### 4. 合同会社のデメリット

合同会社の数は年々増加していますが、それでも社会的な認知度は高くなく、それゆえ社会的信用も株式会社に比べて低く見られがちです。しかし、グーグルやアマゾンジャパンなど誰もが知る会社が実は合同会社であるように、企業活動や実績によって社会的信用が形成されることを考えれば大きなデメリットではないと考えることができます。